

# 計画の基本的事項

## 1. 地球温暖化とは

地球の気温は、本来は人間をはじめ生きものが住みやすい環境が保たれています。これは、大気中に存在している二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス\*が、地上から放射されるエネルギーを吸収し、再度地表に放射する役割を果たしているためです。しかし、温室効果ガスの量が増加すると、この吸収と再放射の量が増えるために、地球の気温が上昇します。この現象を地球温暖化といいます。

2007年に発表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)\*の「第4次評価報告書」は、「地球温暖化が進行し、それが人間の活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い」と断定しました。また、このまま地球温暖化が進んでいくと、21世紀末までに世界平均気温は、最大6.4 上昇すると予測しています。

地球温暖化により、私たちの生活はもちろん、次の世代、世界の人々の暮らしを脅かすようなさまざまな影響が懸念されています。

地球温暖化がもたらすと予測される影響

| 影 響 | 概 要   |
|-----|---|
| 水   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 河川流出量や利用可能な水の量に影響が現れる。</li><li>・ 河川流出量が減る地域では渇水等の影響を受け、増える地域では洪水の危険性が高まる。</li></ul> |
| 生態系 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 世界平均気温が産業革命前より 1.5～2.5 高くなると、調査の対象となった動植物の約 20～30%で絶滅リスクが増加する可能性が高くなる。</li></ul>    |
| 食料  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の平均気温が 3 を超えて上昇すると、潜在的食料生産量が低下する。</li></ul>                                       |
| 健康  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地球温暖化が進むと、マラリアの感染リスクの高い地域が広がる。</li><li>・ いくつかのアジア諸国では栄養不足が増加する。</li></ul>           |

資料：STOP THE 温暖化 2008（環境省）

## 2. 温室効果ガス

温室効果ガスは、京都議定書\*及び地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）により6種類のガスが規定されています。

対象とする温室効果ガス

| ガス種類                                  | 人為的な発生源  | 主な対策  |
|---------------------------------------|--|---|
| 二酸化炭素【CO <sub>2</sub> 】<br>(エネルギー起源)  | 民生家庭、民生業務、産業、運輸などの各部門における燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。 | エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど                                      |
| 二酸化炭素【CO <sub>2</sub> 】<br>(非エネルギー起源) | セメント製造、生石灰製造などの工業プロセス、廃棄物焼却などから発生。                               | エコセメントの普及など   |
| メタン【CH <sub>4</sub> 】                 | 稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2~3割を占める。              | 埋立量の削減など  |
| 一酸化二窒素【N <sub>2</sub> O】              | 燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3~4割を占める。                               | 高温燃焼、触媒の改良など  |
| ハイドロフルオロカーボン類【HFCs】                   | エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。                                   | 回収、再利用、オゾン層破壊の防止、代替物質、技術への転換など                                  |
| パーフルオロカーボン類【PFCs】                     | 半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。                                     | 製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換など                                      |
| 六ふっ化硫黄【SF <sub>6</sub> 】              | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。                                 | (絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊など<br>(半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など |

.1項で述べたような様々な影響をもたらすと考えられる地球温暖化を防止するため、先進国にそれぞれ目標量を示し、6種類の温室効果ガスの削減または抑制を義務づけ、その達成時期を定めた京都議定書が、1997年に採択されました。

温室効果ガスの排出量の算定、将来推計に当たっては、上記6種類のガス別で行う手法の他に、発生源の違いによって分けられた業務・家庭などの部門ごとに行う手法も規定されています。

## 3. 地球温暖化防止に向けた取り組み

### (1) 世界、国

1997年に「京都議定書」が採択され、わが国では「地球温暖化対策推進大綱(2002年3月決定)」の策定や「地球温暖化対策推進法(1998年10月公布)」の制定をはじめとして、地球温暖化対策に向けた取り組みが進められてきました。

2005年2月に京都議定書が発効され、わが国には、基準年(1990年)と比較して、京都議定書第一約束期間(2008年から2012年)の間に温室効果ガスを6%削減することが義務付けられました。

これを受けて、わが国が同議定書で約束した温室効果ガスの6%削減という目標を確実に達成するために必要な対策・施策を定める「京都議定書目標達成計画\*」が2005年4月に閣議決定されました(2008年3月全部改定)。

2008年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、日本が議長国を務め、世界の温室効果ガス排出量を、2050年までに半減させるという長期目標を世界全体の目標として共有することで、G8(主要8か国)が合意しました。これを受けて、わが国では、温室効果ガス排出量を、2050年までに現状から60%~80%削減する目標を掲げた、「低炭素社会づくり行動計画」を2008年7月に策定しています。

### (2) 東京都

東京都では、2007年6月に、今後の10年間の気候変動対策の基本姿勢を示す「東京都気候変動対策方針」を策定しました。この方針に基づき、大規模事業所に対する削減義務と排出量取引制度導入、中小企業に対する対策の推進、建築物環境計画書制度の強化、低CO<sub>2</sub>型住まいづくり、ライフスタイルの転換、低公害・低燃費車の利用促進、自動車燃料対策など、広範な施策が推進されています。2008年3月に改訂された東京都環境基本計画では、温室効果ガスを2020年までに2000年比で25%削減する目標を掲げています。

### (3) 西東京市

西東京市では、市の目指す環境像を示し、それを実現するための目標及び基本方針、さらには、住民、事業者、民間団体、行政機関といった各主体による行動の指針と連携に関する取り組みを示す「西東京市環境基本計画」を2004年3月に策定しました。この計画では、地球環境問題に対して、地域として果たすべき役割を認識したうえで、各主体の参加のもと、率先的な取り組みを進めるとしています。

また、地球温暖化対策推進法に基づき、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制のための実行計画として、「西東京市地球温暖化対策実行計画」を2005年3月に策定し、市の率先した取り組みを推進しています。また、2008年3月には、「西東京市地球温暖化対策実行計画(後期実行計画)」を策定し、さらなる取り組みを推進しています。

## 4. 計画の目的

(仮称)西東京市地球温暖化対策地域推進計画(以下、「本計画」という。)は、西東京市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民、事業者、市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

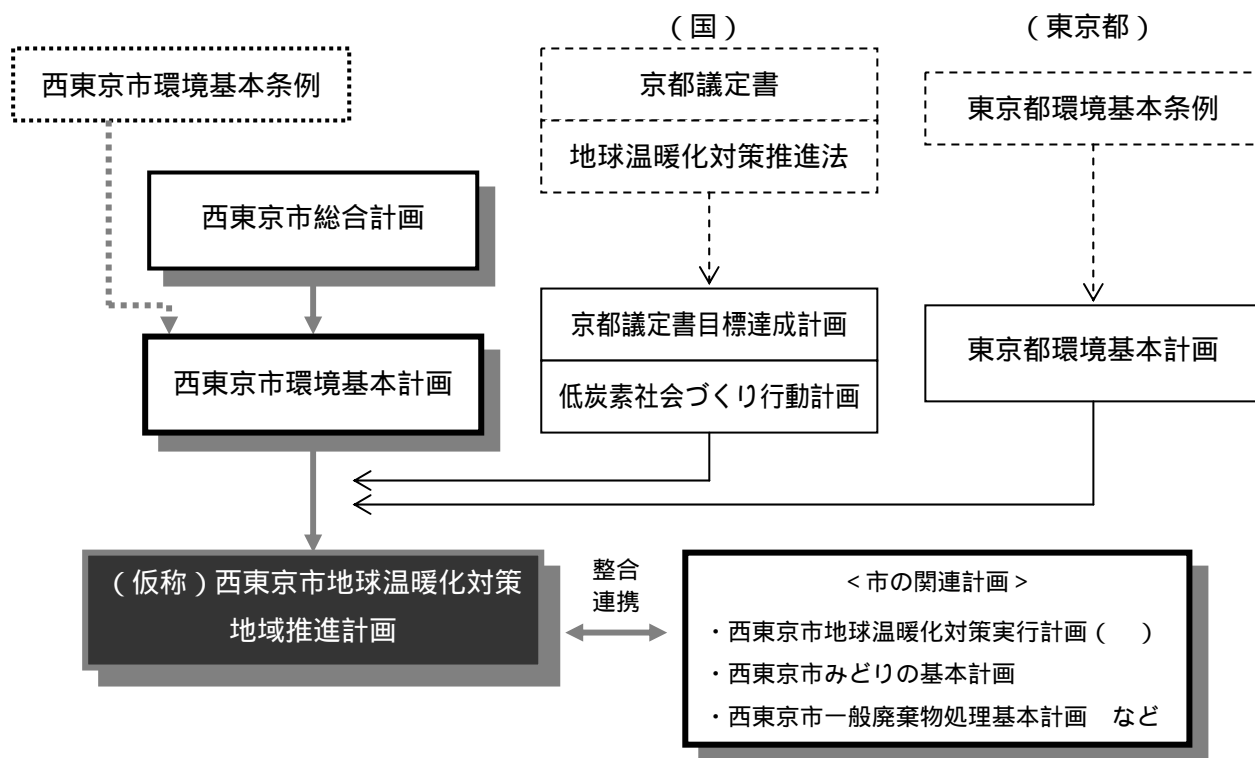
## 5. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第20条に基づき策定されるものです。また、西東京市環境基本計画の中に示されている基本方針の一つである「生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する」に掲げられている、地球温暖化対策の施策や取り組みを具体化するものとして位置付けられます。

なお、本計画の進行管理においては、関連計画との整合・連携を図るものとする。

地球温暖化対策推進法第20条第2項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

### 本計画の位置づけ



西東京市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づく計画で、事業者の立場から、市の事務・事業によって排出される温室効果ガスの低減を目指しています。

## 6. 計画期間、基準年度

本計画の期間は、2010年度から2020年度の11年間とします。

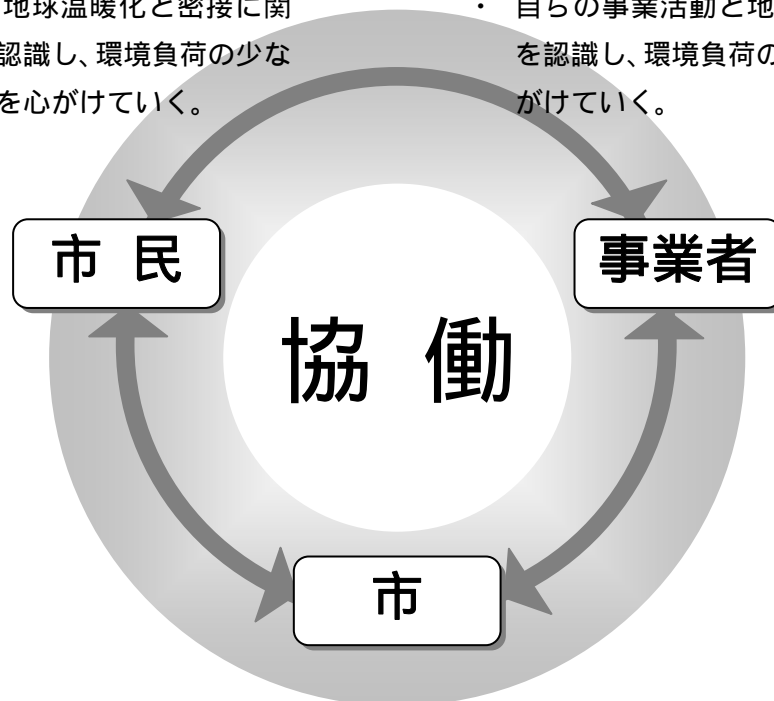
また、本計画において温室効果ガスの削減の基準とする年度は、2000年度とします。

## 7. 計画の推進体制、各主体の役割

本計画の推進主体は、市民、事業者、市とします。

各主体は、それぞれの立場に応じて、できることから、積極的に取り組んでいくことが急務です。

- ・ 自分たちの生活が地球温暖化と密接に関わりがあることを認識し、環境負荷の少ないライフスタイルを心がけていく。
- ・ 自らの事業活動と地球温暖化との関わりを認識し、環境負荷の少ない事業活動を心がけていく。



- ・ 市民、事業者、各関係団体との調整や連携を促すため、きっかけづくりや機会の提供などを行う。
- ・ 地球温暖化対策に係る施策を推進する。
- ・ 一事業者、一消費者の立場から、市の事務・事業において率先して地球温暖化対策を実施する。

協働とは・・・

市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。

(西東京市市民参加条例(平成14年10月1日)より引用)

# 西東京市における地球温暖化対策の考え方

## 1. 温室効果ガスの削減のあり方

### 地球温暖化対策に取り組む責任

地球温暖化により、世界の人々の暮らしを脅かすようなさまざまな影響が懸念されています。

このような悪影響を回避するためには、地球全体の温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとることが必要となりますが、そのためには、世界の温室効果ガス排出量を2050年までに現状の半分以上に削減する必要があるといわれています。

西東京市においては、私たちの日常生活や事業活動での電気や燃料といったエネルギーの消費、廃棄物の排出等を通じて、地球温暖化の原因となる、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスを排出しています。市域からの温室効果ガス排出量は、増加の一途をたどっており、2007年度の排出量は、京都議定書の基準年度に比べて11.1%も増加しています。このままでは、さらに排出量が増加すると予想されています。(8~10ページ参照)

私たちは、地球温暖化と日常生活や事業活動との関わりを認識し、自らのライフスタイルやビジネススタイルを見直し、具体的な対策に着手することが求められています。

### 地球温暖化対策のあり方 ~ ライフサイクルCO<sub>2</sub>の考え方から

近年、ライフサイクルCO<sub>2</sub>(以下、「LCCO<sub>2</sub>」という。)という考え方が注目されています。

これまでは、建築分野において、建物の設計から建設、運用、解体・廃棄に至るまでの一連の流れ(ライフサイクル)を通じて排出される二酸化炭素の量を算定し、それらを累積して総合的に評価する手法が提唱されてきました。最近では、建築分野に限らず、商品やサービスを対象として二酸化炭素排出量をわかりやすく表示する「カーボン・フットプリント\*制度」の導入が検討されています。

### 西東京市での地球温暖化対策の進め方

日常生活では、衣食住の場面で「買う」「使う・住まう」「捨てる」などといったライフサイクルがあります。さまざまな業種の事業活動では、「原料・資材の調達」「製造」「販売・サービスの提供」「廃棄」などの流れがあります。

これからの日常生活や事業活動においては、LCCO<sub>2</sub>の考え方やカーボン・フットプリント制度による表示を利用して、地球温暖化対策に取り組むことが期待されます。

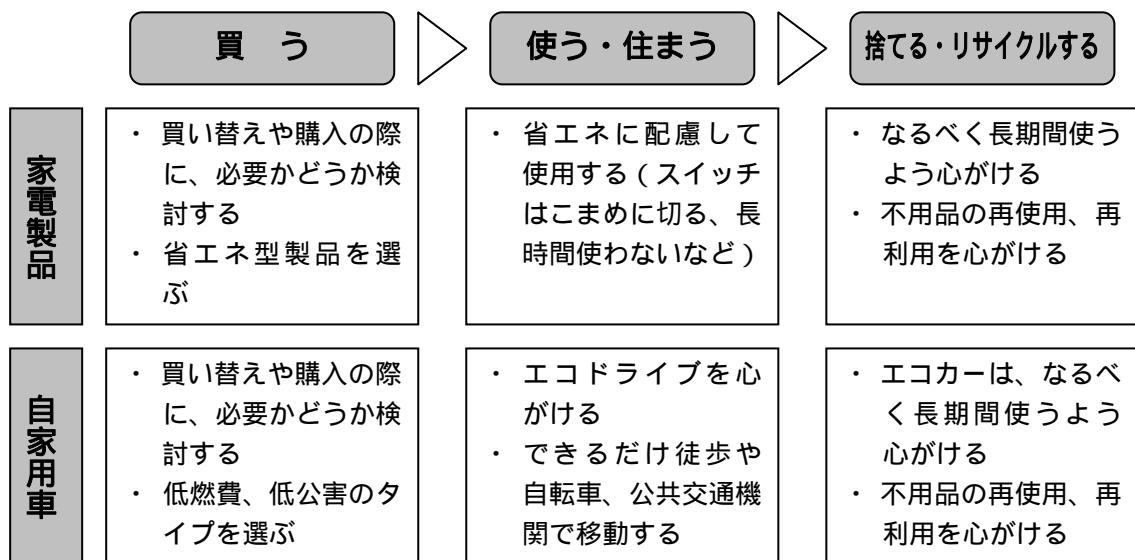
そこで、西東京市では、日常生活や事業活動のライフサイクルを通じて、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らしていく、低炭素型のライフスタイルやまちづくりを提案します。これは、価値観の变革や、経済的な負担を伴うかもしれませんが、日常生活のなかで、一人ひとりができることから地球温暖化対策に取り組んでいくことが求められています。

## 西東京市における地球温暖化対策の考え方

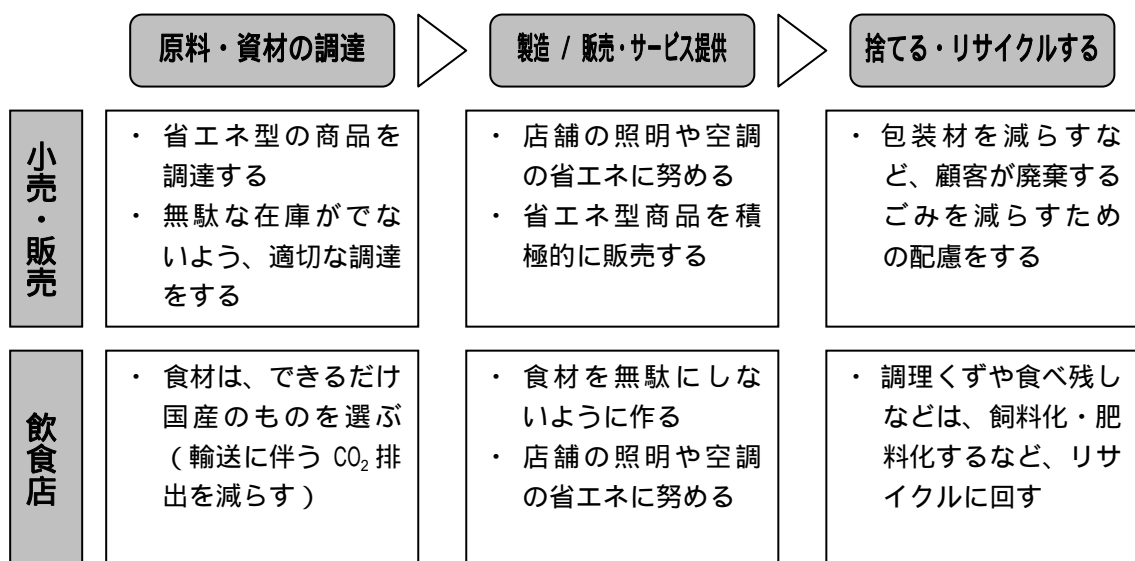
一人ひとりができることから、CO<sub>2</sub>を減らしましょう！

日常生活や事業活動のあらゆる場面で温暖化対策の視点を持ち、ライフスタイル全体を通じて、より効果の高い対策に取り組みましょう。

### 日常生活での対策（例）



### 事業活動での対策（例）



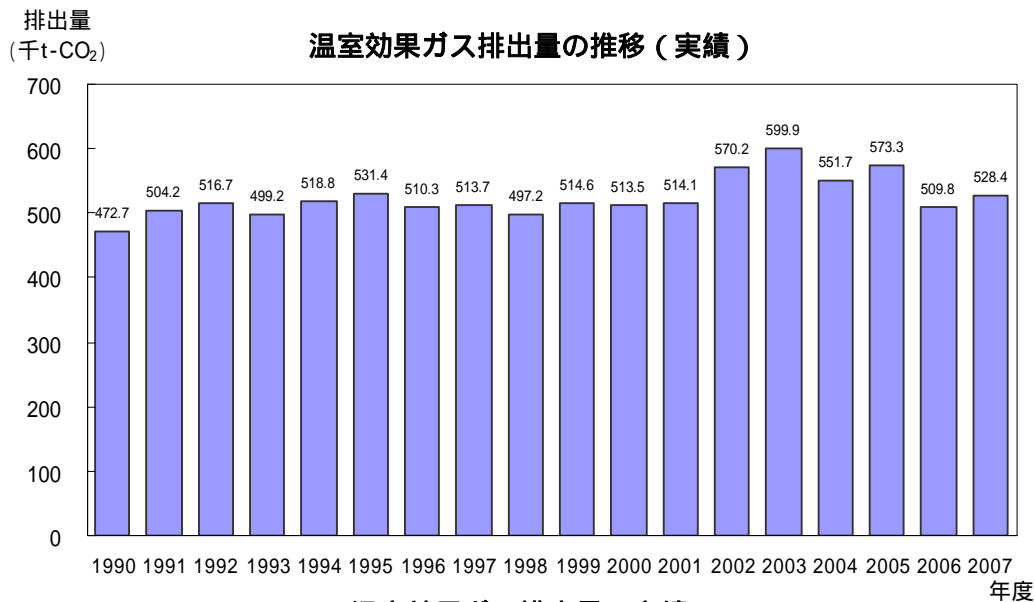
## 2. 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

### (1) 温室効果ガス排出量の推移 (実績)

市域からの温室効果ガス排出量は、1990年度以降、増加傾向にあります。2007年度の排出量は、528.4千t-CO<sub>2</sub>であり、京都議定書の基準年度の排出量に比べ11.1%の増加となりました。このうち二酸化炭素排出量は509.8千t-CO<sub>2</sub>で、温室効果ガス排出量の97%を占めています。

なお、2003年度以降、温室効果ガス排出量が急激に増加していますが、その原因の一つとしては、原子力発電所の稼働率の低下に伴う電力の二酸化炭素排出原単位（電力1kWhを発電・供給する際の二酸化炭素排出量の割合）の増大が挙げられます。

2007年度は、統計資料により排出量の実績データを把握することのできる最新年度である。



**温室効果ガス排出量 (実績)**

| ガス種別             | 京都議定書の<br>基準年度        | 1990年度                | 2000年度【基準年度】          |                       | 2007年度                |                       |
|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|                  | (千t-CO <sub>2</sub> ) | (千t-CO <sub>2</sub> ) | (千t-CO <sub>2</sub> ) | 京都議定書基準年<br>度からの伸び(%) | (千t-CO <sub>2</sub> ) | 京都議定書基準年<br>度からの伸び(%) |
| CO <sub>2</sub>  | 466.8                 | 466.8                 | 501.8                 | 7.5                   | 509.8                 | 9.2                   |
| CH <sub>4</sub>  | 0.9                   | 0.9                   | 0.8                   | -4.4                  | 1.0                   | 17.4                  |
| N <sub>2</sub> O | 5.1                   | 5.1                   | 5.2                   | 2.1                   | 4.5                   | -11.5                 |
| HFCs             | 2.0                   |                       | 5.4                   | 165.1                 | 12.9                  | 528.4                 |
| PFCs             | 0.02                  |                       | 0.04                  | 114.6                 | 0.03                  | 57.1                  |
| SF <sub>6</sub>  | 0.8                   |                       | 0.3                   | -64.1                 | 0.2                   | -72.7                 |
| 合計               | 475.6                 | 472.7                 | 513.5                 | 8.0                   | 528.4                 | 11.1                  |

：「京都議定書の基準年度」の排出量は、1990年度におけるCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oの排出量及び1995年度におけるHFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>の排出量の合計である。

：1990年度～1994年度のHFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>の排出量は、基準年度以前であるため、算出していない。

資料：「市部の温室効果ガス排出量（1990年度～2006年度）」（平成21年3月、オール62市区町村共同事業『みどり・東京温暖化防止プロジェクト』）（「資料編：資料」参照）

「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」（平成19年3月、財団法人特別区協議会）  
（「資料編：資料」参照）

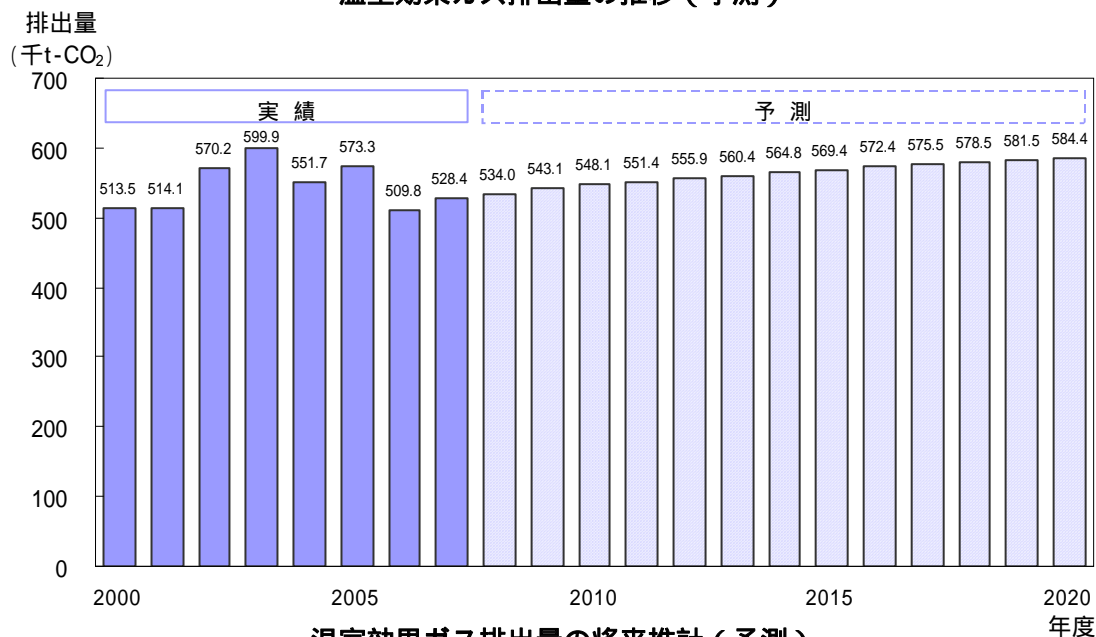


## (2) 温室効果ガス排出量の将来推計(予測)

2008年度から2020年度までの温室効果ガス排出量は、人口や世帯の伸び、事業所の延床面積の増加などに伴い、緩やかに増加を続けていくと予測されます。

2020年度の実測排出量は、584.4千t-CO<sub>2</sub>であり、2000年度(基準年度)から13.8%増加する見込みです。

温室効果ガス排出量の推移(予測)



温室効果ガス排出量の将来推計(予測)

| ガス種別             | 2000年度<br>【基準年度】      | 2007年度                |                  | 2020年度【予測】            |                  |
|------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|------------------|
|                  | (千t-CO <sub>2</sub> ) | (千t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度からの<br>伸び(%) | (千t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度からの<br>伸び(%) |
| CO <sub>2</sub>  | 501.8                 | 509.8                 | 1.6              | 560.6                 | 11.7             |
| CH <sub>4</sub>  | 0.8                   | 1.0                   | 22.8             | 1.1                   | 35.4             |
| N <sub>2</sub> O | 5.2                   | 4.5                   | -13.4            | 4.6                   | -10.8            |
| HFCs             | 5.4                   | 12.9                  | 137.0            | 17.7                  | 226.9            |
| PFCs             | 0.04                  | 0.03                  | -26.8            | 0.03                  | -27.8            |
| SF <sub>6</sub>  | 0.3                   | 0.2                   | -24.0            | 0.3                   | -6.4             |
| 合計               | 513.5                 | 528.4                 | 2.9              | 584.4                 | 13.8             |

資料:「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」(平成19年3月、財団法人特別区協議会)  
(「資料編:資料」参照)

## (3) 二酸化炭素排出量の将来推計(予測)

市域からの温室効果ガス排出量のほとんどを占める二酸化炭素について、2020年度の実測排出量は、560.6千t-CO<sub>2</sub>となり、2000年度(基準年度)から11.7%増加する見込みです。

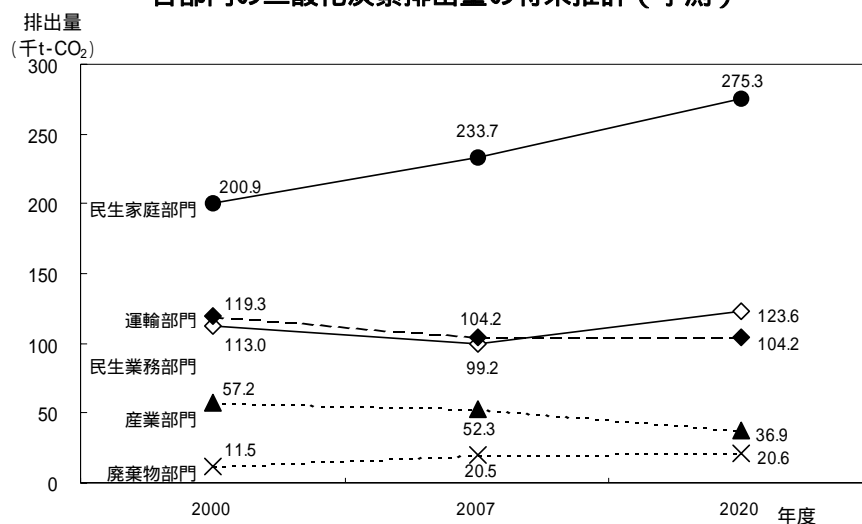
部門別に見ると、民生家庭部門が37.1%増、民生業務部門が9.4%増となっています。なお、民生家庭部門と民生業務部門の排出量は、2020年度には全部門の7割程度を占める見込みです。

### 二酸化炭素排出量の将来推計（予測）

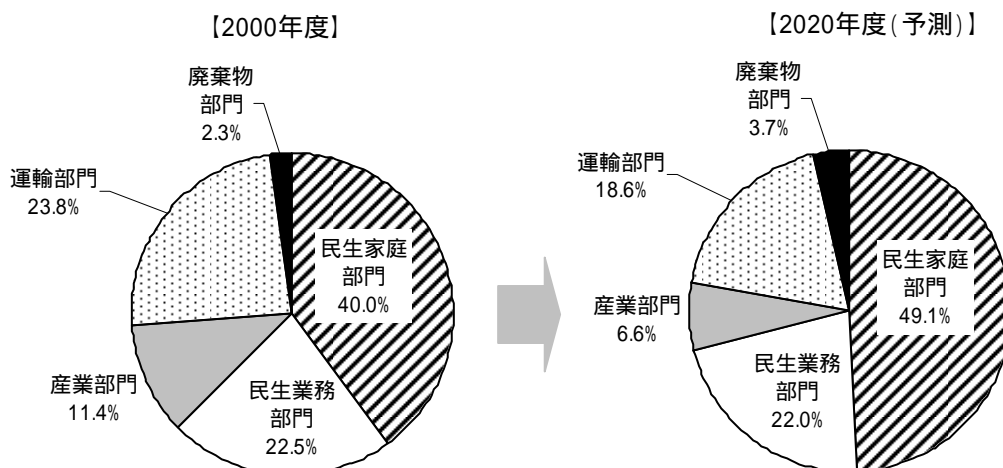
| 部 門  | 2000 年度<br>【基準年度】      | 2007 年度                |                  | 2020 年度【予測】            |                  |
|------|------------------------|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
|      | (千 t-CO <sub>2</sub> ) | (千 t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度からの<br>伸び(%) | (千 t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度からの<br>伸び(%) |
| 民生家庭 | 200.9                  | 233.7                  | 16.3             | 275.3                  | 37.1             |
| 民生業務 | 113.0                  | 99.2                   | -12.2            | 123.6                  | 9.4              |
| 産業   | 57.2                   | 52.3                   | -8.6             | 36.9                   | -35.5            |
| 運輸   | 119.3                  | 104.2                  | -12.7            | 104.2                  | -12.7            |
| 廃棄物  | 11.5                   | 20.5                   | 78.5             | 20.6                   | 80.1             |
| 合 計  | 501.8                  | 509.8                  | 1.6              | 560.6                  | 11.7             |

部門 民生家庭：一般家庭  
 民生業務：事務所ビル、大型小売店、その他の卸・小売業、飲食店、ホテル、学校、病院等、その他のサービス業  
 産 業：農業、建設業、製造業  
 運 輸：自動車（貨物車、乗用車）、鉄道  
 廃 棄 物：一般廃棄物

### 各部門の二酸化炭素排出量の将来推計（予測）



### 各部門の二酸化炭素排出量の将来推計（予測）

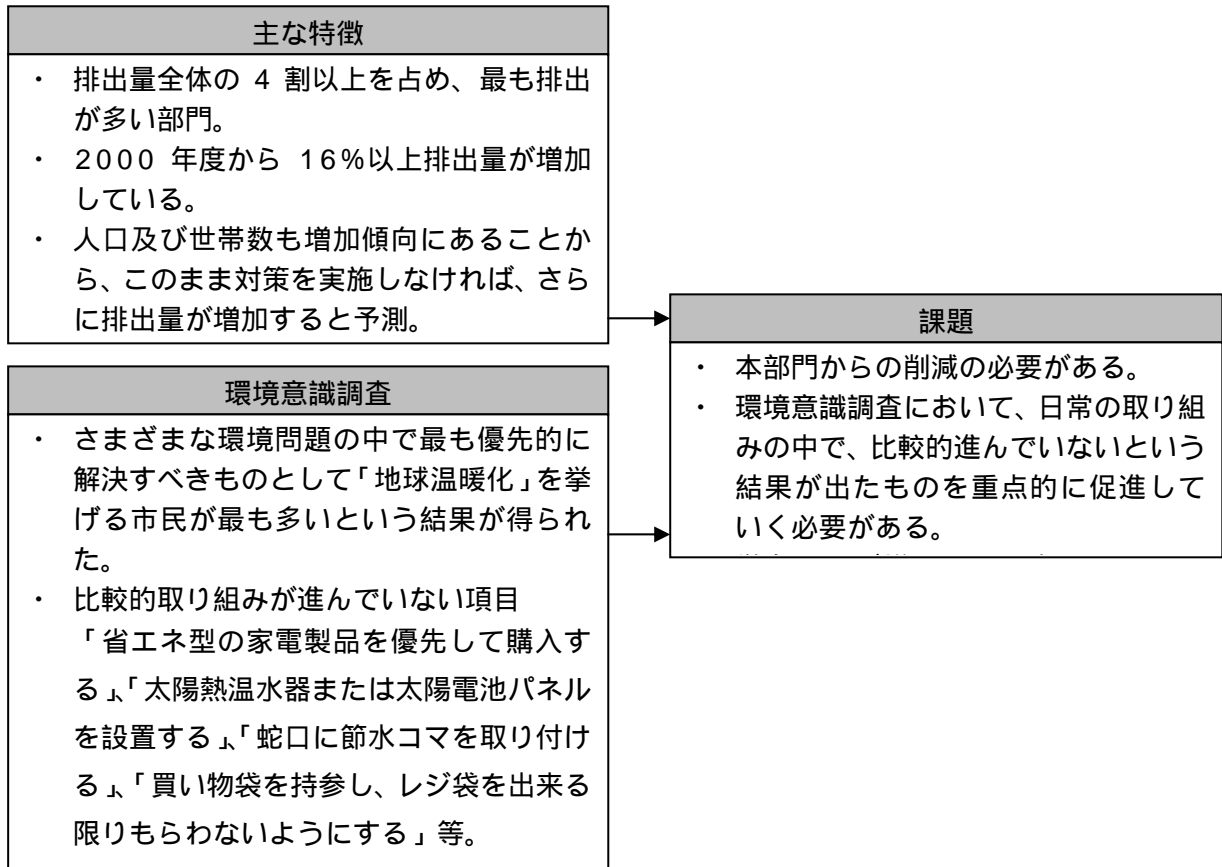


### 3. 温室効果ガス排出に関する特徴と課題

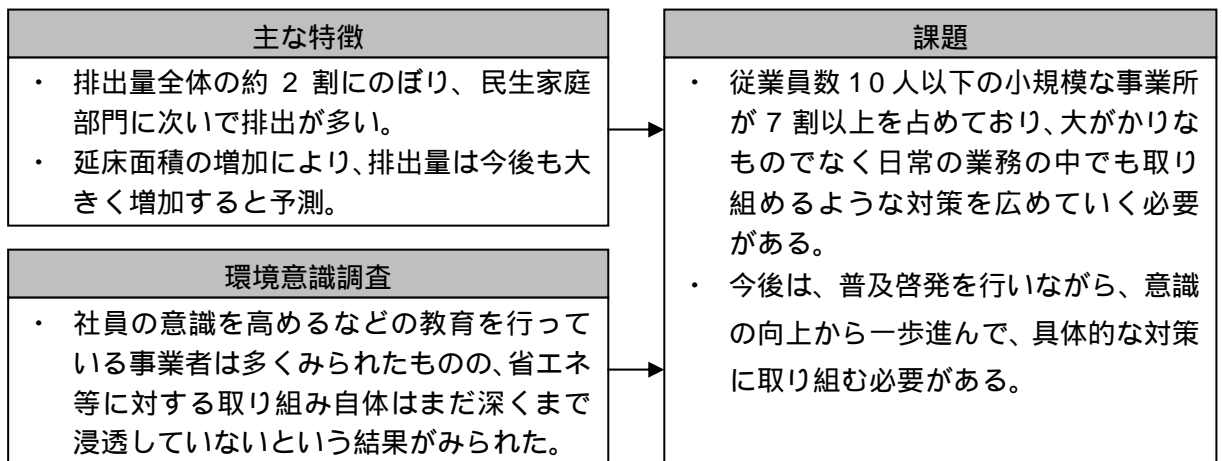
各部門の温室効果ガス排出状況の主な特徴と、環境意識調査(「環境基本計画見直しに係る環境アンケート調査」2007年10月実施)で得られた結果を踏まえ考えられる課題は、次に示すとおりです。

#### 各部門の主な特徴と環境意識調査結果からの課題

##### < 民生家庭部門 >



##### < 民生業務部門 >



### < 産業部門 >

| 主な特徴   | 課題   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 排出量全体の約 1 割を占める。</li><li>・ 製造品出荷額の低下等により、排出量は減少傾向。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 製造品出荷額あたりの排出量は増加傾向にあることから、個々の事業者による取り組みはさらに進めていく必要がある。</li></ul> |

### < 運輸部門 >

| 主な特徴   | 課題  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 排出量全体の約 2 割を占める。その約 9 割は自動車からの排出。</li><li>・ 自動車の保有台数は、近年、減少傾向。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 車 1 台あたりの排出量は増加傾向にあることから、エコドライブを推進したり、公共交通機関への転換を促進するなどの対策をとる必要がある。</li></ul> |
| 環境意識調査   |   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交通体系のあり方として、バスを利用できる機会の増加や、自転車の利用環境を作ること望む意見が多い。</li></ul>               |   |

### < 廃棄物部門 >

| 主な特徴  | 課題   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 排出量全体のうち約 4%と、全部門の中では最も少ない割合。</li><li>・ 最も伸び率が高い。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 西東京市一般廃棄物処理計画で掲げた取り組みを、さらに推進していく必要がある。</li></ul> |

### < その他 >

| 環境意識調査  | 課題   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 多くの市民、事業者が環境保全活動に参加したいと回答。</li><li>・ 農地を保全してほしいという意見、地球温暖化対策に関する情報提供を望む意見が多くみられた。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地やみどりを守り、地産地消*といった考え方を取り入れ、進めていく必要がある。</li><li>・ 市民や事業者が協力して取り組みを進めていく必要がある。</li><li>・ 地球温暖化対策に関する情報を広く発信していく必要がある。</li></ul> |

### < その他 5 ガス >

| 主な特徴   | 課題   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 冷蔵庫廃棄に伴い、適正に処理しないと PFCs などの代替フロン*が排出されるおそれがあり、今後、排出量の増加が予測される。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物の適正処理を行っていく必要がある。</li></ul> |

# 西東京市の削減目標

## 温室効果ガス削減目標 2020年度までに25%削減(2000年度比)

2020年度までに、西東京市域からの温室効果ガス排出量を、2000年度に比べて25%削減することを目標とします。

### 西東京市における目標設定の考え方

本計画は、京都議定書の目標を達成するためのものとして位置付けられます(4ページ参照)。しかし、京都議定書の第一約束期間の終了年となる2012年度においては、本計画の策定後3年目に当たり、本計画に基づく各主体の取り組みはまだまだ発展段階にあると考えられます。

2008年に開催された洞爺湖サミットをはじめとした世界の考えは、「世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減する」ことであり、京都議定書が終了した後も引き続き、中長期的な視野に立って地球温暖化対策に取り組むことが不可欠です。

また、東京都では、2008年3月の東京都環境基本計画改訂時に、世界の動きに対応し、2020年を目標年度とし2000年度比で25%削減する、という中長期的な目標を設定しています。

西東京市は、東京都を構成する一自治体として、また地球の一員として、中長期的な視野で温室効果ガスの排出削減に取り組むための目標を掲げます。

### どれだけ削減する必要があるのか

2020年度の温室効果ガス排出量を385.1千t-CO<sub>2</sub><sup>1</sup>以下にすることを目指しています。

これは、今後特段の対策を講じることなく推移すると想定した2020年度予測値(対策なし)(584.4千t-CO<sub>2</sub>)に対して、199.3千t-CO<sub>2</sub><sup>2</sup>の削減が必要となります。

1 2020年度の温室効果ガス排出量： $513.5 \text{ 千 t-CO}_2 \times 0.75 = 385.1 \text{ t-CO}_2$

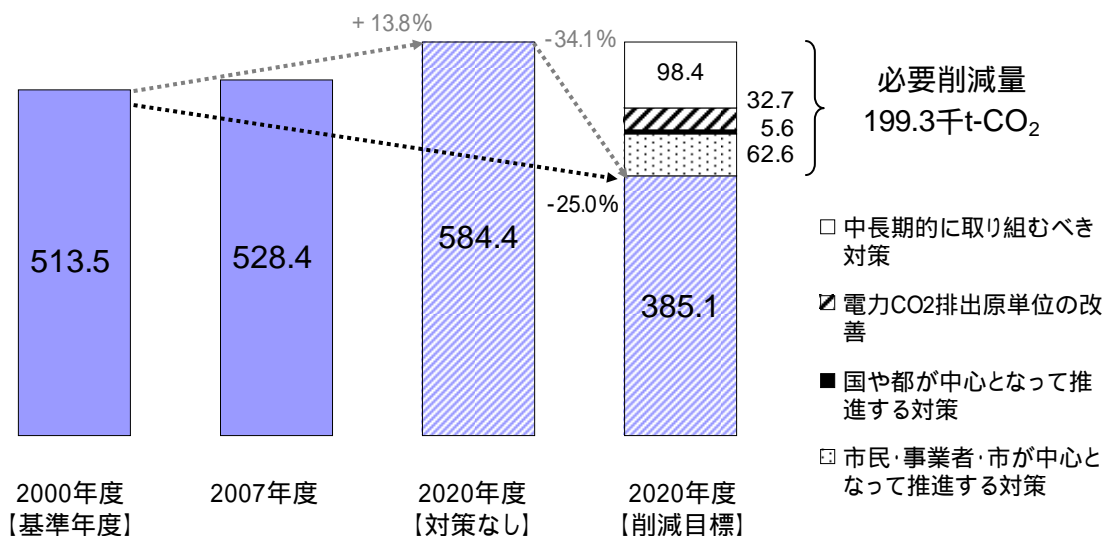
(基準年度[2000年度]温室効果ガス排出量 × (1 - 削減目標 0.25))

2 必要削減量： $584.4 \text{ 千 t-CO}_2 - (513.5 \times 0.75) = 199.3 \text{ 千 t-CO}_2$

(2020年度予測値[対策なし]-2020年度の温室効果ガス排出量)

なお、199.3千t-CO<sub>2</sub>は、2020年度予測値の[対策なし]の34.1%に相当します。

### 削減目標達成のシナリオ



### 必要削減量の内容

|                                      |   |  |
|--------------------------------------|---|--|
| 必要削減量<br>199.3<br>千t-CO <sub>2</sub> | 市民・事業者・市が中心となって推進する対策<br>【62.6 千t-CO <sub>2</sub> 】             | 本計画第 章に掲げた施策に沿って、各主体が取り組みを推進するとともに、それらの後押しをするための情報発信や、協働できる取り組みを展開していきます。さらに、参加者を拡大することで、より一層の二酸化炭素の削減を目指します。  |
|                                      | 国や都が中心となって推進する対策<br>【5.6 千t-CO <sub>2</sub> 】                   | 省エネ法改正・強化（事業者単位規制導入） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例*（以下、「東京都環境確保条例」という。）に基づく地球温暖化対策計画書制度による事業者の取り組みを想定しています。  |
|                                      | 電力二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）排出原単位の改善<br>【32.7 千t-CO <sub>2</sub> 】 | 電力供給事業者における利用エネルギーの見直しや発電方法のバランスを保つなどの取り組みを想定しています。  |
|                                      | 中長期的に取り組むべき対策<br>【98.4 千t-CO <sub>2</sub> 】                     | 中長期点な視野で、参加者を増やししながら、取り組むことが期待されます（17 ページ参考資料）。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術革新によって実現化する対策（高効率な太陽光発電、次世代自動車、長期優良住宅など）</li> <li>・ 低炭素型都市・地域づくりの推進（都市計画や交通計画、都市緑化などの低炭素化の研究及び計画的な推進など）</li> </ul> |

【】内は、温室効果ガス削減可能量を示します。

### 市民等一丸となった取り組みを展開

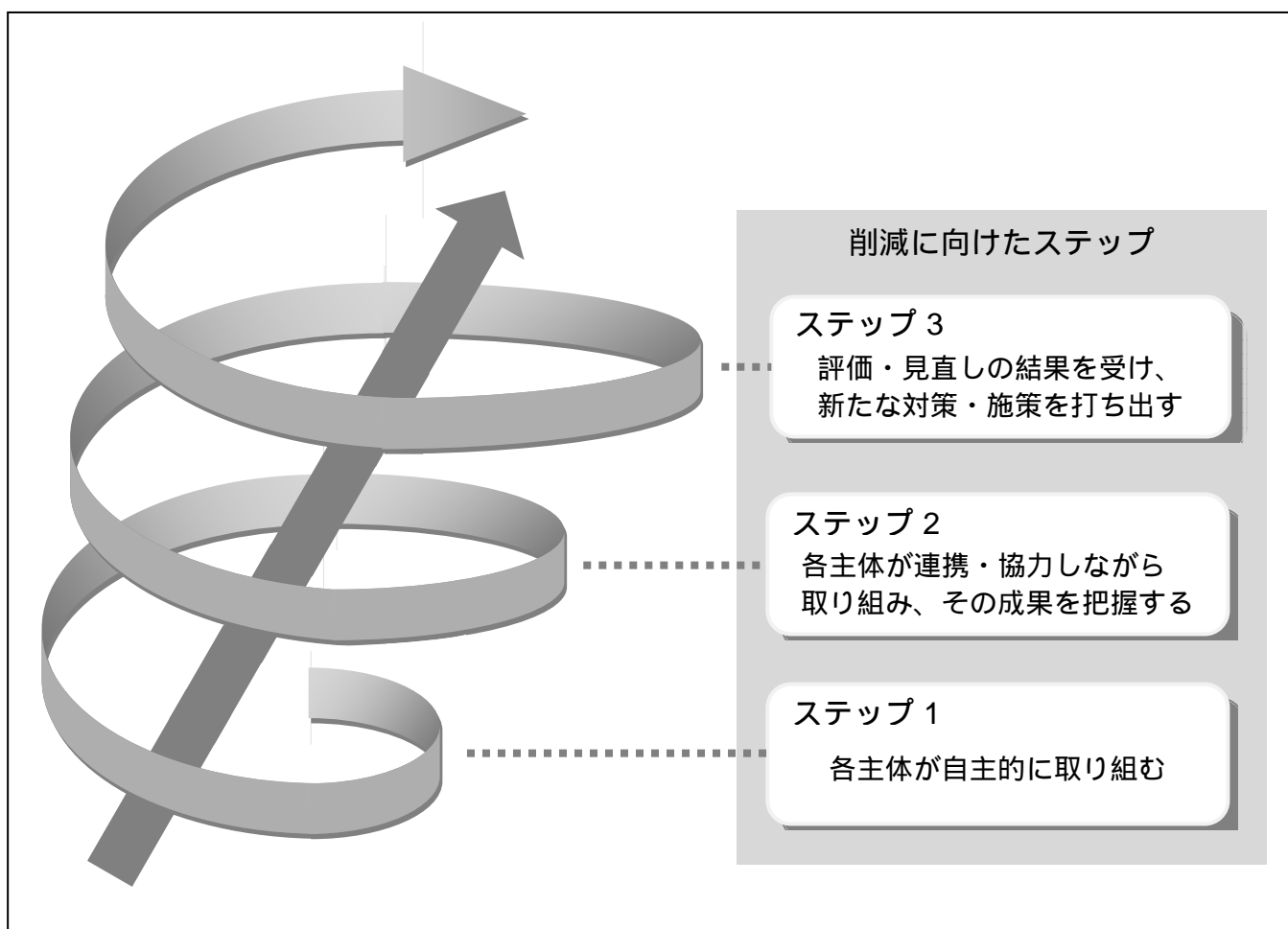
2020年度にまでに2000年に比べて25%削減という目標の達成は、決してたやすいものではないでしょう。しかし私たちは、地球温暖化防止に積極的に貢献するため、一人ひとりができることから、具体的な行動を実践していきます。そして、互いに知恵を出し合い、協力しながら取り組んでいきます。

西東京市における地球温暖化対策は、第 4 章に掲げた施策に沿って、各主体の取り組みを推進するとともに、それらの取り組みを後押しするための情報の受発信や、協働できる取り組みを展開していきます。

### 削減目標達成に向けたステップ

第 4 章に掲げた施策に加え、国や東京都、他の自治体との連携を図りながら、今後の社会経済や技術開発、人々のライフスタイル、価値観の変化などに対応しながら、さらに取り組んでいきます。そして、各主体による対策や施策を常に継続・改善していくことが必要です。そのために、次の3つのステップを繰り返しながら、レベルアップを図ります。

#### 削減目標に向けたステップ



参考資料：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月）に掲げられている主な施策

低炭素社会づくり行動計画（2008年7月）では、わが国の温室効果ガスを、2050年までに現状から60%から80%を削減するための施策を示しています。

| 項目              | 主な施策の内容   |
|-----------------|---|
| 革新的技術開発         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 革新的技術開発（太陽光発電の効率向上と低コスト化、次世代自動車・燃料電池等の開発）</li> </ul>   |
| 既存先進技術の普及       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電の導入量の大幅拡大</li> <li>・ 太陽光発電や風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーの利用促進</li> <li>・ 次世代自動車（プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等）の導入</li> <li>・ 白熱電球の省エネランプへの切り替え</li> <li>・ 省エネ型テレビ、給湯器、エアコン、冷蔵庫の導入の加速</li> <li>・ 省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及</li> <li>・ 原子力の推進 等</li> </ul>                   |
| 国全体を低炭素化へ動かす仕組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量取引の導入</li> <li>・ 税制のグリーン化、地球環境税</li> <li>・ カーボン・フットプリント制度の普及</li> <li>・ 環境ビジネス等の普及</li> </ul>   |
| 地方、国民の取り組みの支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産業の低炭素化（バイオマス資源利用、地産地消*等）</li> <li>・ 低炭素型の都市・地域づくり（集約型都市構造、大規模集客施設等の都市機能の適正な立地の確保、中心市街地の整備・活性化、公共交通機関の利便性向上、都市緑化、下水道における資源エネルギーの有効利用、地区・街区レベルのエネルギーの面的利用等）</li> <li>・ 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網（モーダルシフト、物流効率化、交通流の円滑化等、エコドライブ*管理システム）</li> <li>・ その他（環境教育、啓発、サマータイム制度等）</li> </ul> |



# 温室効果ガス削減に向けた取り組み

## 1. 取り組む姿勢

西東京市においては、温室効果ガス削減のために取り組むために、そのほとんどを占める二酸化炭素に焦点を当て、できるところから地球温暖化対策に取り組んでいきます。市民、事業者及び市の各主体が、日常生活や事業活動のライフサイクルを通じて二酸化炭素を減らしていく低炭素型のライフスタイルやまちづくりを推進します。

### 家庭の取り組みを 促進します

西東京市では、民生家庭部門からの排出量の伸びと割合がともに大きいことから、家庭での対策を広げていくことが不可欠です。

そこでまず、できるところからの取り組みとして、日常生活での省エネへの配慮に取り組めます。そのうえで、家電製品や住宅等の買い替え、新規購入の際には、より省エネ型のものを選びます。さらに、西東京市の農園等を活用した地産地消や、家庭の緑を増やすなど、快適な暮らしの実現を目指します。

### 事業所の取り組みを 促進します

事業所からの温室効果ガス排出量の増加が予測されており、事業所での対策もまた重要です。

自らの事業活動に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を把握し、省エネに配慮した事業活動に取り組めます。また、機器・設備等の更新・導入の際の低 CO<sub>2</sub> と低コストの実現、さらに快適な暮らしや社会づくりへの貢献を目指します。

### 市は、率先して 地球温暖化対策に取り組めます

地球温暖化防止のための施策を策定し実行します。

市役所では、一事業者、一消費者の立場から、率先して地球温暖化対策に取り組めます。

また、施策の策定及び実施にあたり、低炭素型まちづくりへの配慮を織り込み、市全域での CO<sub>2</sub> 削減を推進し、家庭や事業所の取り組みを支援します。

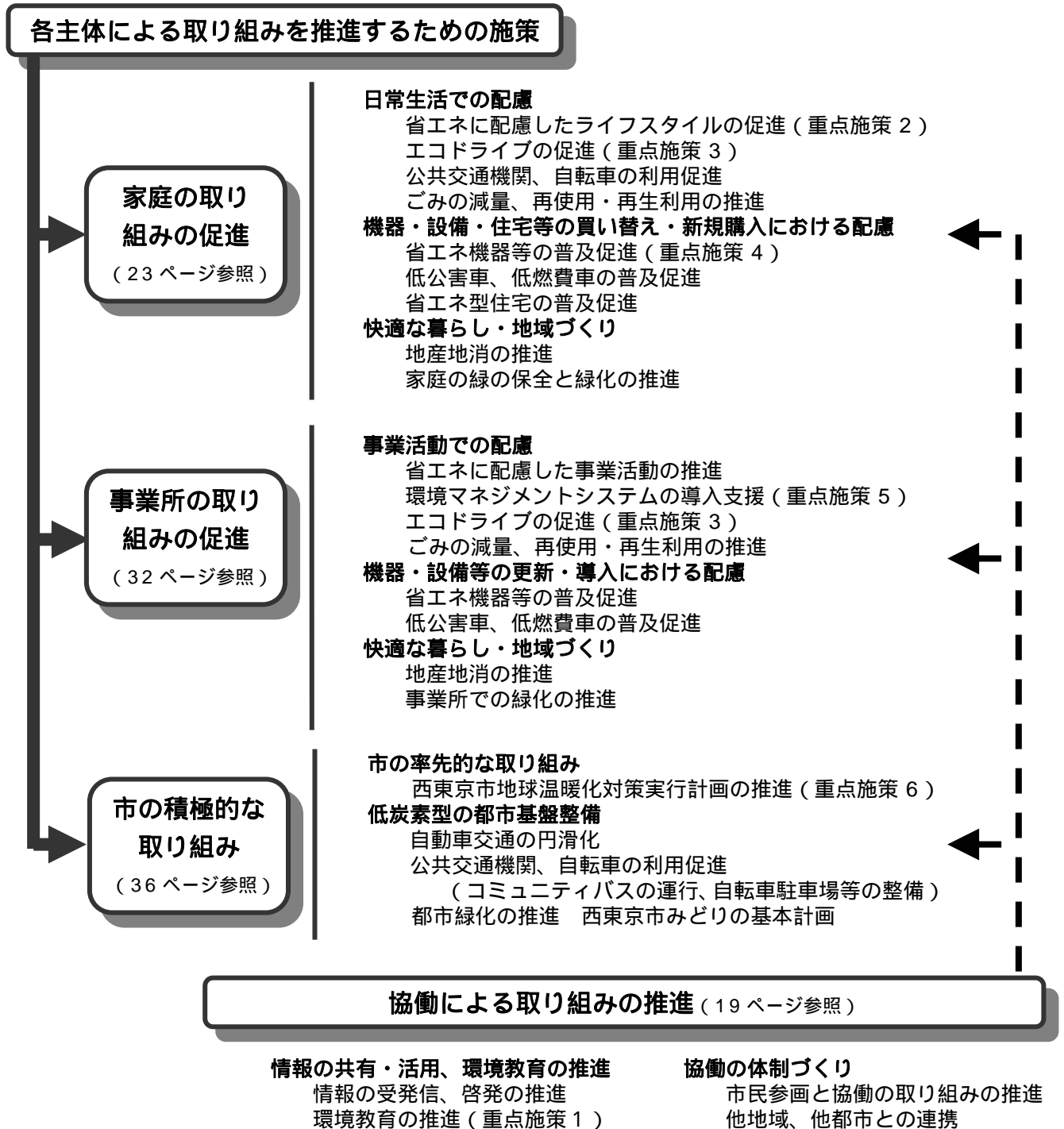
### 協働による取り組みを広げます

地球温暖化対策は、市民、事業者、市の各主体が互いに知恵を出し合い、協力しながら、地域で協働して取り組むことで、より大きな力となりえます。

そのために、エコプラザ西東京を拠点とした情報の共有・活用、環境教育の推進などにより、地球温暖化対策に対する市民の関心・理解を深めます。さらに、参加者を拡大し、協働により取り組みを広げるための場づくりやネットワークづくり、人づくりを進めます。

## 2. 施策の体系

第 章に示した削減目標の達成に向けた、施策の体系は、次のとおりです。



(重点施策 No.) の記載があるものは、次節以降に示す重点施策に該当するものです。

### 3. 重点施策

重点施策は、前節で示した施策体系のうち、削減効果が大きいもの、すぐにでも始められるもの、基本方針に合致しているものといった視点から設定したもので、優先的に進めていきます。

#### 重点施策

| 番号     | 分類                        | 施策名                |
|--------|---------------------------|--------------------|
| 重点施策 1 | 協働による取り組みの推進              | 環境教育の推進            |
| 重点施策 2 | 家庭の取り組みの促進                | 省エネに配慮したライフスタイルの促進 |
| 重点施策 3 | 家庭の取り組みの促進<br>事業所の取り組みの促進 | エコドライブの促進          |
| 重点施策 4 | 家庭の取り組みの促進                | 省エネ機器等の普及促進        |
| 重点施策 5 | 事業所の取り組みの促進               | 環境マネジメントシステムの導入支援  |
| 重点施策 6 | 市の積極的な取り組み                | 西東京市地球温暖化対策実行計画の推進 |

### 4. 各主体による取り組みを推進するための施策

市民、事業者及び市の各主体による取り組みを推進するための施策は、次のとおりです。

#### (1) 協働による取り組みの推進

#### 情報の共有・活用、環境教育の推進

#### 情報の受発信、啓発の推進

市民や事業者の取り組みを支援するため、市は、地球温暖化に対する関心・理解を深め、対策手法や対策のための支援制度などについて、エコプラザ西東京を活用するとともに、ホームページや広報等を通じて、情報発信や啓発を積極的に行います。また、市民等から寄せられる温暖化に関する情報を蓄積し、今後の施策に反映させます。

#### 【市の取り組み】

##### ・エコプラザ西東京の運営

平成 20 年に開設したエコプラザ西東京を、環境保全や環境学習の拠点施設として活用していきます。

##### ・ホームページ、広報等の運用

市のホームページや広報誌である「広報西東京」、田無庁舎・保谷庁舎の「情報公開コーナー」等を活用して、地球温暖化対策に関する情報を積極的に発信します。

- ・環境白書の作成

西東京市の環境に関する施策の実施状況や環境の現況について整理した「西東京市環境白書」を毎年度発行します。

## 環境教育の推進 < 重点施策 1 >

地球温暖化に対する関心・理解を深め、ライフスタイルや価値観の見直し、省エネルギー・省資源、ごみの減量などの具体的な行動を促すような環境教育を推進します。

環境教育のテーマのなかでも地球温暖化は、子どもから大人まですべての人々が関わりを持つ重要課題といえます。そのため、小・中学校、高等学校、大学などの教育機関及び市民や事業者と連携し、地球温暖化に対する関心・理解を深め、ライフスタイルや価値観の見直し、省エネルギー・省資源、ごみの減量などの具体的な行動を促すような環境教育を推進します。

### 【市の取り組み】

- ・みどりのカーテン

市内の小学校に対し、みどりのカーテンを実施します。

- ・校庭の芝生化

市内の小学校の校庭の芝生化を実施します。

- ・環境読本の作成・活用

子どもの頃から環境意識を高めるため、西東京市の環境についてまとめた「西東京市の環境」を小学生の教材として活用します。

- ・市内大学との相互協定に基づく事業の推進

市内の武蔵野大学や東京大学農学部大学院附属農場と連携し、まちづくりを進めるために、相互協力に関する協定に基づき、人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組みます。

- ・環境講演会の開催

市民を対象とした環境講演会や講座を開催します。

- ・地球温暖化防止シンポジウムの開催

- ・西東京市エコリーダーの養成

- ・NPO 等が実施する環境教育事業への支援

## スケジュール

| 取り組み              | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度以降 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| みどりのカーテン          | 継続     | 継続     | 継続     | 継続     | 継続       |
| 校庭の芝生化            | 継続     | 継続     | 継続     | 継続     | 継続       |
| 環境読本の作成・活用        | 継続     | 継続     | 継続     | 継続     | 継続       |
| 大学との相互協定に基づく事業の推進 | 継続     | 継続     | 継続     | 継続     | 継続       |
| 環境講演会の開催          | 継続     | 継続     | 継続     | 継続     | 継続       |
| 地球温暖化防止シンポジウムの開催  | 継続     | 継続     | 継続     | 継続     | 継続       |

## 行動目標

| 指標                | 実績値 | 年度   | 行動目標  |
|-------------------|-----|------|---|
| みどりのカーテン実施校数      | 10  | 2008 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校のみどりのカーテン、校庭の芝生化の実施校数を増加します。</li> <li>・環境講演会、シンポジウム、環境フェスティバルを実施します。</li> <li>・大学などの教育機関と連携した環境施策を実施します。</li> <li>・環境読本の改訂を行います。</li> </ul> |
| 校庭への芝生の導入校数       | 1   | 2008 |   |
| 環境講演会の開催数         | 月2回 | 2008 |   |
| 大学との相互協力事業        | 14件 | 2006 |   |
| 地球温暖化防止シンポジウムの開催数 | 年1回 | 2007 |   |

## 削減効果

-

## 協働の体制づくり

### 市民参画と協働の取り組みの推進

市民、事業者、NPO、教育機関、市などの協力・連携を通じた取り組みを促進するため、市民参画の体制を整備し、市民等から地球温暖化対策のアイデアや実践レポートを募集します。協働によるキャンペーンやセミナー、シンポジウムのための場づくり、ネットワークづくり、人づくりを通じて支援します。

#### 【市の取り組み】

- ・市民参画と協働の推進のため温暖化対策地域協議会を設置
- ・西東京市環境保全活動等推進員の活動支援
- ・西東京市エコリーダー養成
- ・NPO 等との協働の推進

NPO との協働を推進することにより、多様な市民ニーズに対応するとともに、さまざまな課題の解決を図るための事業を実施します。

- ・事業者との連携による市民啓発
- ・他団体・他自治体の先駆的な取り組みの調査・研究

### 他地域、他都市との連携

西東京市だけではなく、他都市、他地域などと連携して地球温暖化対策に取り組みます。

#### 【市の取り組み】

- ・カーボン・オフセット\*の可能性について検討

姉妹都市である福島県下郷町や、友好都市である千葉県勝浦市、山梨県北杜市などと連携して、植林活動、太陽光・水力・風力エネルギーなどのカーボン・オフセットの取り組みができないか、課題や問題点を含めて検討を進めます。

## (2) 家庭の取り組みの促進

### 日常生活での配慮

#### 省エネに配慮したライフスタイルの促進 <重点施策2>

家庭での住まいや食事、買い物、移動などの場面で、ライフサイクルを通じて省エネルギーに取り組むことができます。市民一人ひとりが、ライフスタイルを見直し、具体的な行動を実行できるよう、情報提供や啓発、体験の機会の提供などの支援を行います。

##### 【市の取り組み】

- ・環境家計簿の作成

環境家計簿を作成し、ホームページ等を通じて市民に配布します。

##### スケジュール

| 年度   | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014以降 |
|------|------|------|------|------|--------|
| 取り組み | 検討   | 配布   | 継続   | 継続   | 継続     |

##### 行動目標

| 指標        | 行動目標  |
|-----------|---|
| 環境家計簿の配布数 | 環境家計簿を作成し、公共施設に配布するとともに、ホームページに掲載します。<br>(配布目標 2020年度までに 10,000枚配布) |

##### 削減効果

- ・環境家計簿の普及を通じて、家庭でできる取り組みの実施

$$\text{家庭 } 35,500 \text{ 世帯}^1 \times \text{一世帯当り削減量 } 449.4 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約 } -15.9 \text{ 千 t-CO}_2$$

1 実施世帯数は、アンケート結果をもとに想定。

2 一世帯当り削減量は、家庭の省エネ大事典により設定。

## 【 家庭でできる取り組み 】

家庭でできる地球温暖化対策のための取り組みは、地球温暖化防止に寄与するとともに、家計の節約にも繋がります。できるものから取り組んでいきましょう。

(「家庭の省エネ大事典」((財)省エネルギーセンター)より抜粋。)

### 【 エアコンの使用 】

| 取り組み                   | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|------------------------|----------------------------------|----------------|
| 冷房の設定温度を 27 から 28 にする。 | 13.7                             | 670            |
| 冷房の使用時間を 1 時間減らす。      | 8.5                              | 410            |
| 暖房の設定温度を 21 から 20 にする。 | 24.0                             | 1,170          |
| 暖房の使用時間を 1 時間減らす。      | 18.5                             | 900            |
| フィルターを月に 1 回か 2 回清掃する。 | 14.5                             | 700            |

### 【 照明 】

| 取り組み                | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|---------------------|----------------------------------|----------------|
| 点灯時間を短くする。(白熱電球の場合) | 8.9                              | 430            |

### 【 テレビ・パソコン 】

| 取り組み                                    | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|---|----------------------------------|----------------|
| テレビを見ないときは消す。(液晶の場合)                    | 6.8                              | 330            |
| テレビの画面を明るくしすぎないようにする。                   | 13.5                             | 660            |
| テレビの音量は不必要に大きくしない。                      | 1.1                              | 50             |
| 1 日 1 時間パソコン利用を減らす。<br>(デスクトップ型パソコンの場合) | 14.3                             | 690            |
| パソコンの電源オプションを見直す。<br>(デスクトップ型パソコンの場合)   | 5.7                              | 280            |

### 【 料理 】

| 取り組み                | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|---------------------|----------------------------------|----------------|
| 冷蔵庫の扉を開けている時間を短くする。 | 2.8                              | 130            |
| 冷蔵庫の無駄な開閉はしない。      | 4.7                              | 230            |
| 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する。  | 20.4                             | 990            |
| 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない。    | 19.9                             | 960            |
| 冷蔵庫の設定温度を適切にする。     | 28.0                             | 1,360          |



| 取り組み                                       | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|--|----------------------------------|----------------|
| 野菜の下ごしらえに電子レンジを活用する。<br>(ブロッコリー、カボチャなどの場合) | 13.9                             | 1,080          |
| ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する。                | 5.4                              | 370            |
| 食器を洗うときガス給湯器の温度を低く設定する。                    | 20.0                             | 1,360          |
| 電気ポットを長時間使用しない時はプラグを抜く。                    | 48.7                             | 2,360          |

### 【 風呂・トイレ 】

| 取り組み                    | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|-------------------------|----------------------------------|----------------|
| シャワーの使用時間を1日1分短くする。     | 29.1                             | 2,980          |
| 入浴は間隔をあけずに入る。           | 87.0                             | 5,920          |
| 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める。   | 15.8                             | 770            |
| 温水洗浄便座の便座暖房の温度を低めに設定する。 | 12.0                             | 580            |
| 洗浄水の温度を低めにする。           | 6.3                              | 300            |

### 【 洗濯・掃除 】

| 取り組み              | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|-------------------|----------------------------------|----------------|
| 洗濯物はまとめ洗いをする。     | 2.7                              | 3,950          |
| 部屋を片づけてから掃除機をかける。 | 2.5                              | 120            |
| 集塵パックは適宜取り替える。    | 0.7                              | 30             |

これらの取り組みをすべて行ったとすると、年間で449.4kg-CO<sub>2</sub>の削減となります。これは、西東京市において、1世帯が排出している二酸化炭素の約17%に相当します。

### ～トプランナー制度・統一省エネラベル～

トプランナー制度とは、家電・OA機器の省エネルギー基準、自動車の燃費基準について、1998年から導入されている制度です。それぞれの機器において、現在商品化されている製品のうち、最も優れている機器の性能以上にするという考え方です。

その基準を達成しているか未達成か、また年間の電気料金の目安などの省エネ性能情報を掲載した統一省エネラベルが、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫の3品目について、表示されています。買い替え等、家電製品の購入時には、省エネラベル\*を見て、省エネ型製品の購入を検討してください。



## エコドライブの促進 < 重点施策 3 >

自動車を低燃費車に変えるだけでなく、今使っている自動車の運転方法を改善するだけでも、二酸化炭素排出量を大きく減らすことができます。

自家用車や営業用車におけるエコドライブの普及を促進するため、情報提供や啓発を行います。

### 【市の取り組み】

#### ・エコドライブの啓発

エコドライブの講座を開催したり、市ホームページなどを通じて、エコドライブの手法に関する情報提供を行います。

### スケジュール

| 年度   | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 以降 |
|------|------|------|------|------|---------|
| 取り組み | 検討   | 啓発   | 継続   | 継続   | 継続      |

### 行動目標

| 指標               | 行動目標   |
|------------------|--|
| エコドライブに関する講座の開催数 | 関係機関と協力し、講座の開催数を増加するとともに、市ホームページなどを活用し、エコドライブの情報提供を行います。また、実車を使用した教習の実施を検討します。 |

### 削減効果

#### ・エコドライブの実施（家庭）

自家用車 3,100 台<sup>1</sup> × 一台当り削減量 200kg-CO<sub>2</sub><sup>2</sup> = 約 - 0.7 千 t-CO<sub>2</sub>

#### ・エコドライブの実施（事業所）

営業用車 5,200 台<sup>1</sup> × 一台当り削減量 200kg-CO<sub>2</sub><sup>2</sup> = 約 - 1.2 千 t-CO<sub>2</sub>

1 実施車両数は、アンケート結果をもとに想定。

2 一台当り削減量は、京都議定書目標達成計画により設定

### エコドライブによる効果

| 取り組み                      | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|---------------------------|----------------------------------|----------------|
| アイドリングを 5 秒短くする。          | 40.2                             | 2,040          |
| 発進時にふんわりアクセル「e スタート*」をする。 | 194.0                            | 9,860          |
| 加速の少ない運転をする。              | 68.0                             | 3,460          |

資料：家庭の省エネ大事典（（財）省エネルギーセンター）

## 公共交通機関、自転車の利用促進

公共交通機関を充実させたり、自転車の利用環境を向上させたりすることで、自動車による移動から公共交通機関や自転車への転換を促進します。

### 【市の取り組み】

- ・コミュニティバス（はなバス）運行

市内において、コミュニティバス（はなバス）を運行します。

- ・自転車利用の促進

市内の道路に「あんしん歩行エリア」を選定し、計画的に自転車レーンの設置に取り組みます。

また、通勤・通学等の自転車利用者のための自転車駐車場の整備を検討します。

### あんしん歩行エリア

歩行者や自転車利用者の安全のために、緊急に対策が必要な地区を指定し、交差点の改良、道路標識の整備や歩行者・自転車を優先するゾーンの形成、交通情報板等による情報提供などを行うもの。

## ごみの減量、再使用・再利用の推進

ごみの排出とその焼却にかかる二酸化炭素排出量を削減するため、ごみの減量、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。

### 【市の取り組み】

- ・廃棄物減量・再資源化の啓発

ごみの排出ルールや分別、減量方法等に関する啓発活動を行います。

- ・りさいくる市の開催

田無庁舎・エコプラザ西東京において「りさいくる市」を開催し、不用品等の再使用・再生利用を図ります。

- ・廃食油の回収

- ・生ごみ堆肥化機器購入の助成をします。

### 削減効果

- ・一般廃棄物処理基本計画によるごみの減量化の推進

3.6 千 t-CO<sub>2</sub>

## 機器・設備・住宅等の買い替え、新規購入

### 省エネ機器等の普及促進 <重点施策4>

家庭で使用されるエアコン、冷蔵庫、テレビなどは、省エネ性能に優れた製品が開発され、流通が進んでいます。省エネ家電のほか、電球型蛍光灯ランプ、太陽光発電、太陽熱温水器、高効率給湯器といった省エネ機器の普及を促進します。

また、これらの機器を長期に渡り使用することが省エネに寄与する場合があることから、省エネラベル\*の紹介をしながら、賢い消費行動を促進します。

#### 省エネ機器等の導入による効果

| 取り組み  | 年間の削減効果<br>(kg-CO <sub>2</sub> ) | 年間の節約金額<br>(円) |
|---|----------------------------------|----------------|
| 白熱電球を電球形蛍光灯ランプに取り替える。                         | 42                               | 2,370          |
| 古いエアコンを省エネタイプに買い替える。                          | 97                               | 5,470          |
| 古い冷蔵庫を省エネタイプに買い替える。                           | 123                              | 6,940          |
| 太陽光発電を新規に設置する。                                | 624                              | 35,200         |
| 太陽熱利用温水器を新規に設置する。                             | 380                              | 21,440         |
| 給湯器を高効率給湯機(CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ*型)に買い替える。 | 565                              | 41,700         |

資料：チーム・マイナス6%

以上のような取り組みの他に、「電球を取り換える際には、LED電球を取り入れる」「古いテレビを省エネタイプに買い替える」といった取り組みも、二酸化炭素削減につながります。

#### 【市の取り組み】

##### ・太陽エネルギー利用機器の助成

太陽光発電システム\*等の省エネルギー機器を市民が購入する際に、その費用の一部を助成します。

#### 助成機器と費用

| 機器                  | 助成金額                |
|---------------------|---------------------|
| 太陽光発電システム           | 上限12万円(1キロワット当り4万円) |
| 家庭用燃料電池             | 8万円                 |
| 住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 | 4万円                 |
| 住宅用潜熱回収型給湯器         | 2万円                 |
| 住宅用ガス発電給湯器          | 4万円                 |

(平成21年度現在)

## スケジュール

| 年度   | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 以降 |
|------|------|------|------|------|---------|
| 取り組み | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   | 実施      |

## 行動目標

| 行動目標  |
|---|
| 国、東京都の助成制度と連携し、新エネルギー機器の購入助成の件数を増加します。また、エコプラザ西東京の環境学習コーナーやホームページなどを活用し、さまざまな情報提供を行います。 |

## 削減効果

- ・省エネ機器の普及（省エネ型の電球型蛍光灯、エアコン、冷蔵庫の導入）  
 $家庭 31,000 \text{ 世帯}^1 \times \text{一世帯当り削減量 } 262 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約} - 8.1 \text{ 千 t-CO}_2$
- ・省エネ機器の普及（太陽光発電、太陽熱温水器・高効率給湯器のいずれかの導入）  
 $家庭 25,000 \text{ 世帯}^1 \times \text{一世帯当り削減量 } 1,047 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約} - 27.9 \text{ 千 t-CO}_2$ 
  - 1 実施世帯数は、アンケート結果をもとに想定。
  - 2 一世帯当り削減量は、チーム・マイナス 6%ホームページより設定。

## 低公害車、低燃費車の普及促進

ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車など、二酸化炭素排出量の少ない低公害車や低燃費車の普及を促進するため、自動車の買い替え時に役立つ情報提供を行います。

### 【市の取り組み】

- ・情報提供  
 各種イベントで燃料電池自動車を始めとした低燃費車の展示を行うなどの情報提供を行います。

## 削減効果

- ・低公害車、低燃費車の普及（家庭）  
 $自家用車 9,400 \text{ 台}^1 \times \text{一台当り削減量 } 200 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約} - 2.0 \text{ 千 t-CO}_2$ 
  - 1 実施車両数は、アンケート結果をもとに想定。
  - 2 一台当り削減量は、京都議定書目標達成計画により設定。

## 省エネ型住宅の普及促進

近年、断熱性能等に優れた省エネ型住宅の普及が進んでいます。住宅の建て替えの際に、省エネ型住宅にするよう、省エネ型住宅に関する情報を積極的に提供します。

また、既存の住宅については、断熱性の向上のための樹脂サッシ、複層ガラス等の導入を促します。

### 【市の取り組み】

#### ・情報提供

各種イベントや講座において、省エネ型住宅に関する情報提供を行います。

### 削減効果

#### ・省エネ型住宅の普及

$$1,000 \text{ 戸}^1 \times \text{一戸当り削減量 } 520 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約} - 0.5 \text{ 千 t-CO}_2$$

1 実施住宅数は、新築住宅の約 50%を想定。

2 一戸当り削減量は、京都議定書目標達成計画により設定。

#### ・既存住宅の省エネルギー化

$$4,900 \text{ 戸}^3 \times \text{一戸当り削減量 } 27 \text{ kg-CO}_2^4 = \text{約} - 0.1 \text{ 千 t-CO}_2$$

3 実施住宅数は、全世帯の約 5%を想定。

4 一戸当り削減量は、家庭の省エネ大辞典により設定。

## 快適な暮らし・地域づくり

### 地産地消の推進

国産の農作物や地元農産物を選択・利用することは、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減に寄与します。そこで、地元農産物の利用や地産地消に対する関心・理解を深めるための情報提供を行い、体験の機会を増やします。

### 【市の取り組み】

#### ・家族農園の利用あっせん

市内の家族農園の利用のあっせんを行います。

#### ・市民農園の運営

市内の市民農園の運営を行います。

#### ・体験農園の設置

農家の方から指導を受けながら農作物を栽培する体験農園の設置を行います。

#### ・農家と市民の交流促進

市民と農家が交流できるようなさまざまなプログラムを実施します。

## 家庭の緑の保全と緑化の推進

緑は、自然環境や景観の保全に役立つとともに、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収などにも寄与します。

そこで、民有地の樹林地・樹木、都市農地などを保全します。また公共施設敷地内の植栽、屋上緑化、壁面緑化などの取り組みを促進します。

### 【市の取り組み】

#### ・生産緑地の指定・保全

市内の生産緑地の指定及び保全を行います。

#### ・保存樹、保存林、保存生垣の指定および補助金の交付

市内の緑の保存のため、貴重な樹木等の維持管理に対して補助等を行います。

#### ・民有樹林地の保全

民有樹林地を保全し、緑あふれる都市環境を確保するため、山林保全指定や市民緑地契約の締結を行い、固定資産税及び都市計画税の減免を行います。

#### ・生垣設置助成

ブロック塀から生垣につくり替える、あるいは新たに生垣をつくる方への造成費の補助を行います。

#### ・苗木配布

樹木の苗木を自宅に植えて育ててもらい、市内により多くのみどりを増やすため、市民に無料で苗木を配布します。

#### ・緑化に関する相談

#### ・グリーンバンク制度の運用

#### ・みどりのカーテン講座の開催

### 山林保全指定

山林を保全することで、自然空間、防災避難空間を確保し、緑溢れる都市環境を確保するため、山林保全指定を行い、固定資産税及び都市計画税の減税を行っています。

平成 19 年度は、8,730 ㎡（6 か所）を山林保全地区として指定しています。

### グリーンバンク制度

市内のみどりを守り・育てるため、「樹木の提供を希望する方」と「樹木の引取りを希望する方」とを市が斡旋し、双方が直接話し合って樹木の引渡しを行う制度です。

市へ登録された提供したい樹木と引取りたい樹木についての情報は、市ホームページ及び生活環境部みどり公園課窓口で公表しています。

### (3) 事業所の取り組みの促進

#### 事業活動での配慮

##### 省エネに配慮した事業活動の推進

省エネルギーや地球温暖化対策に取り組んでいる事業所に対して、地域での取り組み及び地球環境への貢献をしていることを積極的に評価するよう支援します。

##### 【市の取り組み】

##### ・(仮称)地球温暖化防止推進事業所制度

環境に配慮している事業所が、その取り組みの内容を市民に公表できる制度の創設を検討します。

##### ・表彰制度

環境に配慮した活動をしている事業所への表彰を行います。

#### 【 事業所でできる取り組み 】

事業所でできる地球温暖化対策のための取り組みは、地球温暖化防止に寄与するとともに、コストの削減にも寄与します。事業活動の特性に応じて、効果的、効率的なものから取り組みましょう。  
(東京都地球温暖化防止活動推進センター・ホームページより抜粋。)

| 分野         | 取り組み  |
|------------|---|
| 省エネルギーの進め方 | <ul style="list-style-type: none"><li>エネルギー管理体制を整備する。</li><li>エネルギーの使用実績を把握する。</li><li>照明、空調、動力などの用途別の使用量も把握する。</li></ul>   |
| 受変電設備・契約電力 | <ul style="list-style-type: none"><li>使用電力の実態を把握し、適正な契約形態へ見直すことにより、電力料金を減らす(電力料金は、基本料金または従量料金を下げることで削減が可能。)</li></ul>   |
| 空調設備       | <ul style="list-style-type: none"><li>冷暖房温度を適正にする(温度の1℃緩和で空調エネルギーの約10%の省エネになる。)</li><li>空調時は、窓やドアの開閉に注意して、室内に入ってくる外気量を必要最小限にする。</li><li>空調機の運転時間をなるべく短くする。</li><li>空調機のフィルターは、定期的に掃除をする。</li><li>冷房時は、日射のある窓にカーテン、ブラインドを使用する。</li></ul> |



| 分野      | 取り組み  |
|---------|---|
| 照明設備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明るい窓側は昼光を利用して消灯する。</li> <li>・ 離席するときや不要時はこまめに消灯する。</li> <li>・ 照明器具、ランプを年に1～2回清掃する。</li> <li>・ 高効率蛍光灯や電球形蛍光灯を使用する。</li> <li>・ 壁、天井などを明るい内装にする。</li> </ul> |
| 給水・排水設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節水コマや擬音装置の使用により節水を図る。</li> <li>・ 量水器をチェックして、漏水の有無を確認する。</li> </ul>   |

～ エネルギーの使用の合理化に関する法律、東京都環境確保条例の改正～

<エネルギーの使用の合理化に関する法律  
(省エネ法)> (2008年5月)

これまで重点的に省エネルギーを進めてきた産業部門の工場だけでなく、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者を新たに義務の対象に加え、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取り組みを推進していくこととしています。

<東京都環境確保条例> (2008年6月)

大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務」と「排出量取引制度」の導入、中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」の導入など、都内事業所において、二酸化炭素削減のための省エネ対策に取り組んでいくことが定められました。

環境マネジメントシステム\*の導入支援 <重点施策5>

事業所において事業活動を通じた環境負荷の削減に向け、継続的に改善していく取り組みを普及するため、環境マネジメントシステムの普及を図ります。

そのため、事業者による環境マネジメントシステムの認証取得に対する支援を行います。

【市の取り組み】

・環境マネジメントシステムの導入支援

市内事業所を対象に、エコアクション21\*認証取得セミナーの開催、認証登録費の助成を行います。

スケジュール

| 年度   | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014以降 |
|------|------|------|------|------|--------|
| 取り組み | 継続   | 継続   | 継続   | 継続   | 継続     |

## 行動目標

| 行動目標   |
|--|
| エコアクション 21 自治体イニシアティブを活用し、認証取得セミナーを開催し、市内のエコアクション 21 認証取得事業所数を増やします。 |

## 削減効果

- ・環境マネジメントシステムの導入

$$90 \text{ 事業所}^1 \times \text{一事業所当り削減量 } 1,410 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約 } -0.1 \text{ 千 t-CO}_2$$

1 実施事業所数は、年間 10 事業所が実施すると想定。

2 一事業所当り削減量は、東京都環境局ホームページより設定。

## エコドライブの促進 <重点施策 3>

エコドライブの普及を促進するため、情報提供や啓発を行います。【再掲 P.26 参照】

## ごみの減量、再使用・再生利用の推進

ごみの排出とその焼却にかかる二酸化炭素排出量を削減するため、ごみの減量、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。

### 【市の取り組み】

- ・廃棄物減量・再資源化の啓発

ごみの排出ルールや分別、減量方法等に関する啓発活動を行います。

## 削減効果

- ・一般廃棄物処理基本計画によるごみの減量化の推進

3.6 千 t-CO<sub>2</sub>【再掲】

## 機器・設備等の更新・導入

### 省エネ機器等の普及促進

電球型蛍光ランプや高効率給湯器といった省エネ機器の普及を促進します。

### 【市の取り組み】

- ・情報提供

各種イベントで省エネ機器の展示を行うなどの情報提供を行います。

## 削減効果

- ・省エネ機器の普及（太陽熱温水器・高効率給湯器のいずれかの導入）

$$1,900 \text{ 事業所}^1 \times \text{一事業所当り削減量 } 473 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約 } -0.9 \text{ 千 t-CO}_2$$

- 1 実施事業所数は、アンケート結果をもとに想定。
- 2 一事業所当り削減量は、チーム・マイナス 6% ホームページより設定。

## 低公害車、低燃費車の普及促進

ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車など、二酸化炭素排出量の少ない低公害車や低燃費車の普及を促進するため、自動車の買い替え時に役立つ情報提供を行います。

### 【市の取り組み】

- ・情報提供

各種イベントで燃料電池自動車を始めとした低公害車の展示を行うなどの情報提供を行います。

## 削減効果

- ・低公害車、低燃費車の普及（事業所）

$$\text{営業用車 } 5,800 \text{ 台}^1 \times \text{一台当り削減量 } 200 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約 } -1.2 \text{ 千 t-CO}_2$$

- 1 実施車両数は、アンケート結果をもとに想定。
- 2 一台当り削減量は、京都議定書目標達成計画により設定。

## 快適な暮らし・地域社会づくり

### 地産地消の推進

食品の製造・販売に携わる事業者、農業者による、国産農作物や地元農産物の利用を促進する取り組みを支援します。

### 【市の取り組み】

- ・体験農園の設置

農家の方から指導を受けながら農作物を栽培する体験農園を設置します。

- ・農家と市民の交流促進

市民と農家が交流できるようなさまざまなプログラムを実施します。

- ・事業者との関係

市内の農家で生産された食品の購入を支援する仕組みづくりを検討します。

## 事業所での緑化の推進

ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収に役立つ緑を増やすため、事業所の敷地内の植栽、屋上緑化、壁面緑化などの取り組みを促進します。

### 【市の取り組み】

- ・生垣設置助成  
ブロック塀から生垣につくり替える、あるいは新たに生垣をつくる方への造成費の補助を行います。
- ・緑化に関する相談
- ・グリーンバンク制度の運用

## (4) 市の積極的な取り組み

### 市の率直的な取り組み

#### 西東京市地球温暖化対策実行計画の推進 <重点施策 6>

市では、西東京市地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策推進法\*第21条に基づき、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制のための実行計画）に基づき、職員の環境配慮行動、事務・事業における対策に率先して取り組みます。

なお、2008年3月に策定した同計画の後期実行計画では、「2010年度における施設の温室効果ガス排出量を、2002年度比11.4%削減する」という目標を掲げています。

### 【市の取り組み】

- ・西東京市地球温暖化対策実行計画の推進

#### スケジュール

| 年度   | 2010          | 2011 | 2012 | 2013 | 2014以降 |
|------|---------------|------|------|------|--------|
| 取り組み | 第2次実行<br>計画策定 | 推進   | 継続   | 継続   | 継続     |

#### 行動目標

#### 行動目標

「第2次西東京市地球温暖化対策実行計画」を2010年度に策定します。また、学校施設にも環境マネジメントシステムの適用を拡大し、公共施設における温室効果ガスの削減を推進します。

## 削減効果

- ・市の率先実行（西東京市地球温暖化対策実行計画に基づく対策の推進）

0.315 千 t-CO<sub>2</sub>

2013 年度以降は、第 2 次西東京市地球温暖化対策実行計画で掲げる目標に基づき、さらなる削減を図ります。

## 低炭素型の都市基盤整備

### 自動車交通の円滑化

交通渋滞を緩和することにより、自動車走行に伴う燃料消費が削減されます。そこで、自動車交通の円滑化のための道路ネットワークの形成を図ります。

#### 【市の取り組み】

- ・道路ネットワークの形成（環境基本計画より。）

幹線道路は、自動車交通の流れを円滑にするという側面もあることから、整備に当たっては、地域環境への影響を考慮しつつ、対策の優先順位を検討しながら、適切に行っていきます。

また、鉄道の踏切や幹線道路の交差点などにおいては、円滑な交通の流れに重大な影響が及んでいる場合には、関係機関と連携しながら対応を進めることにより、交通渋滞の緩和などを図っていきます。

### 公共交通機関、自転車の利用促進

公共交通機関を充実させたり、自転車の利用環境を向上させたりすることで、自動車による移動から公共交通機関や自転車への転換を促進します。

#### 【市の取り組み】

- ・コミュニティバス（はなバス）運行

市内において、コミュニティバス（はなバス）を運行します。

- ・自転車利用の促進

市内の道路に「あんしん歩行エリア」を選定し、計画的に自転車レーンの設置に取り組みます。

- ・自転車駐車場の設置

通勤・通学等の自転車利用者のための自転車駐車場の整備を検討します。

## 都市緑化の推進

ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収に役立つ緑を増やすため、市民との協働により公園の緑を維持・充実します。

### 【市の取り組み】

#### ・公園の維持管理

市民協働により、既存の公園の緑をふやし、守り、育てます。また、市民の憩いの場である公園を新たに設置します。設置にあたっては、緑を多く取り入れた設計に配慮します。

#### ・植樹帯の設置

幹線道路及び主要生活道路の広幅員の歩道が確保できる箇所については、可能な限り植樹帯を設置し、また、事業決定されている都市計画道路においても、原則的に植樹帯を設置し、道路緑化を進めます。

### ～西東京市みどりの基本計画～

「西東京市総合計画」や「西東京市都市計画マスタープラン」に示されたまちづくりに関する基本理念を受けて、緑地保全と緑化推進に焦点を当てつつ、基本的な考え方と施策の方針を記述したものです。

計画策定の10～20年後、2013年～2023年前後を目標年次として、2004年7月に策定されています。

『みどりに包まれたまち「西東京」』を将来像とし、「みどりを守る!」「みどりを創る!」「みどりを活用する!」の3点を目標に掲げ、取り組みを進めていくこととしています。

# 計画の推進方策

## 1. 全ての主体の参加による計画推進

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市の各主体が自主的かつ積極的に取り組むことが急務です。

しかし、市民一人ひとり、一事業所の取り組みだけでは限界があります。各主体の役割に応じて互いに連携し、知恵を出し、協力し合っていくことで、より大きな力が発揮できます。そのため、地域ごと、業種ごと、あるいは市民や事業者といった立場を超えて、地球温暖化対策の取り組みを広げていくことが期待されます。

さらに、近隣や地方の自治体と協力・連携し、東京都や国による施策に協力・連携することで、効果的かつ訴求力のある取り組みを展開していきます。

## 2. 推進・進行管理のための体制

本計画は、市民、事業者、市の各主体の参加のもとで、推進と進行管理を行います。また、中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

### 環境審議会

環境審議会は、環境基本条例に基づく市長の附属機関で、学識経験者や関係団体の代表者、公募の市民などにより構成されます。

<役割>

- ・ 施策の妥当性の判断や施策の修正などについて、市長に対して提言、具申する
- ・ 環境基本計画等の策定や見直しについて審議

### 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策地域協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、事業者、関係団体、市民などのさまざまな主体が参加し、地域での連携・協働による地球温暖化対策を進めるための組織です。早期の設立に向けて、準備を行います。

<役割>

- ・ 市民等への情報発信・普及啓発、協働事業の実施(キャンペーン、セミナー・シンポジウム、社会実験等)、行政や市民等に対する意見・提案などを実施

現在、環境基本計画の重点プロジェクト1「CO<sub>2</sub>を削減して、地球にやさしい生活を心がけよう」を推進するため、西東京市環境保全活動等推進員を設置しています。市民、事業者が委員となり、地球温暖化を防止するための事業提案、市の環境学習事業の協力を行っています。

今後は、この環境保全活動等推進員を中心に地域協議会の早期の設立に向けて、準備を行います。

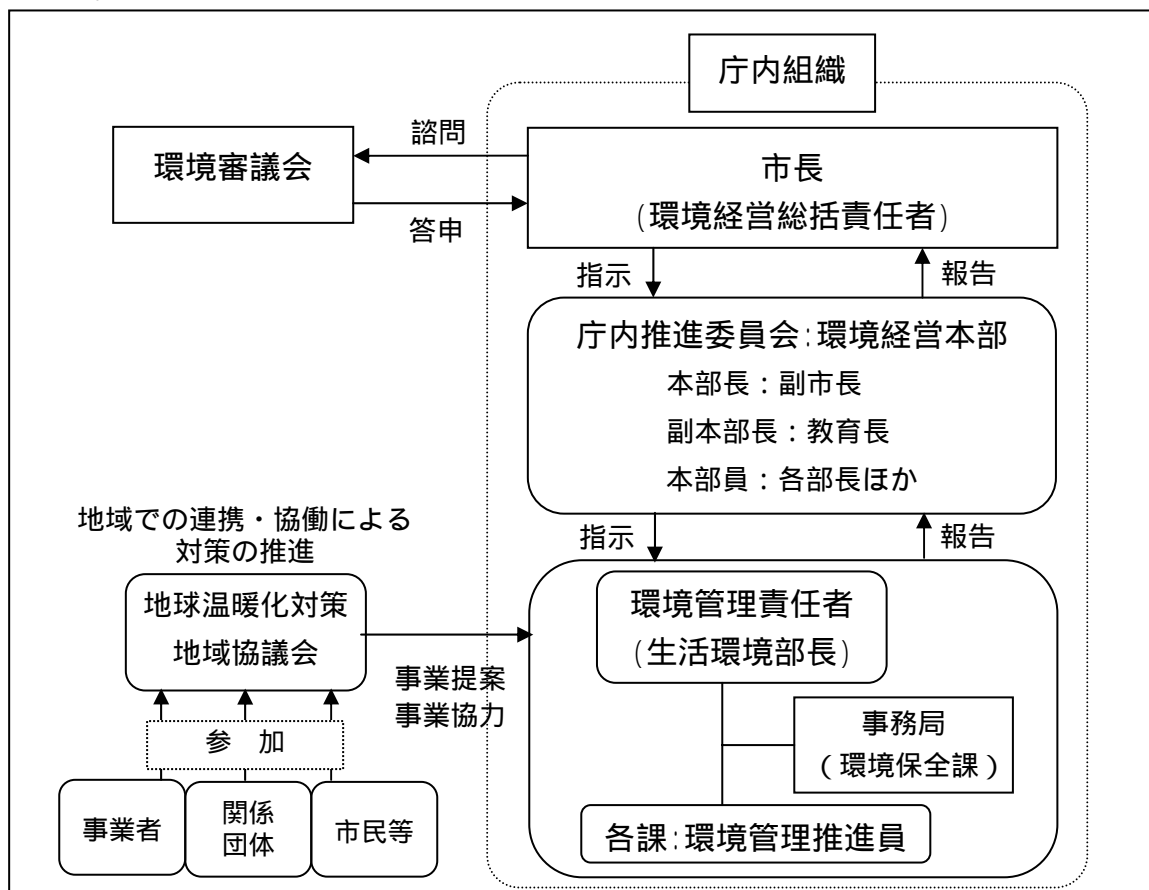
### 庁内組織（庁内推進委員会：環境経営本部）（市）

庁内推進委員会は、階層的な広がりを見せる地域の環境問題と地球環境問題を優先的に取り組むため、行政内で推進する組織であり、各課の環境保全にかかる施策を調整し、積極的に施策を推進するための組織です。

<役割>

- ・ 本計画に基づく各施策の調整・推進を図るとともに、計画の進捗状況の評価・点検、その後の方向性の検討などを行う

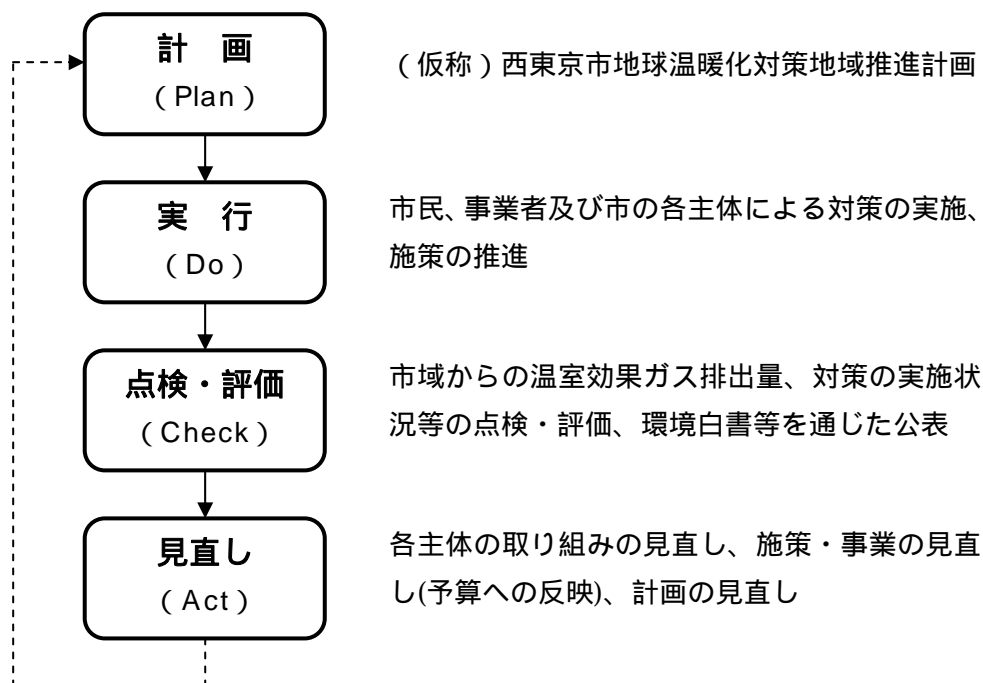
環境経営本部は、副市長をトップとして、庁内の横断的な環境保全施策の調整及び進捗管理を行い、環境管理統括責任者である市長に報告します。市長は計画の見直しなど、施策を統括します。





### 3. P D C Aサイクルによる計画の進行管理

本計画の実効性ある推進のためには、計画（Plan） 実行（Do） 点検・評価（Check） 見直し（Act）といった、P D C Aサイクルを基本として、計画の進行管理を行います。



### 4. 点検・評価・公表

本計画の進行管理に当り、西東京市環境経営本部が次の項目について点検・評価を行い、適宜、取り組みや施策・事業を見直します。また、これらの結果は、毎年度、「西東京市環境白書」としてとりまとめ、公表して意見を募集します。

| 点検・評価項目            | 評価頻度  | 把握方法                      |
|--------------------|-------|---------------------------|
| 温室効果ガス排出量          | 毎年度   | 統計資料により把握                 |
| 取り組みの実施状況          | 3年程度毎 | アンケート等により取り組みの実施状況及び効果を把握 |
| 行動目標(重点施策)や事業の実施状況 | 毎年度   | 庁内推進委員会を中心に把握             |